こどもの権利を考える

ふくしえいが会

こどもかいぎ

1989年11月20日

世界のすべての子どもたちがもつ権利を定めた

「子どもの権利条約」が国連総会で採択されました。

日本は

1994年4月22日に

批准

世界のすべての子ども（18歳未満の人）が

守られる対象であるだけでなく、権利を持つ主体

子どもたちのもつ権利～「子どもの権利条約」抜粋～

生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

守られる権利

紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働から守られること

参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

参考：公益財団法人 日本ユニセフ協会HPより

子どもの権利条約の4つの原則

参考：公益財団法人日本ユニセフ協会HPより

差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われるときは、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ、成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

4つの原則は日本の「こども基本法」にも取り入れられ、
原則の一つである「子どもの声を聴くこと」が積極的にすすめられています。

子どもにも大人にも十分に知られていなかった子どもの権利条約

出典：公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

「子どもの権利条約 採択30年 日本批准25年 3万人アンケートから見る子どもの権利に関する意識」（2019年11月発行）

令和5年4月施行　日本の新しい法律「こども基本法」

そして、

令和6年は「子どもの権利条約」採択35年　日本批准30年

まずは今日、

この会場の私たちから

みんなで「子どもの権利」を

考えよう!!

本日のスケジュール（予定）

13:30 <オープニング> ・「子どもの権利条約」「こども基本法」の紹介

13:45 <ドキュメンタリー映画上映>「こどもかいぎ」(約90分予定)

15:15 ～休憩～

15:25 <オープンイベント>

映画『こどもかいぎ』からみんなで考えよう

15:45 <エンディング>

ふくしえいが会&活動報告会（2月）の紹介

・神奈川県川崎市の取組紹介 ・映画「ゆめパのじかん」予告上映
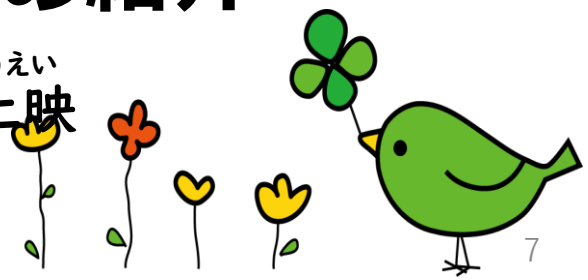
16:00 閉会